進めています! 安定供給システム販売

~ 森林と地域を活力あるものに ~



国有林樹のシステム販売の推進

国有林材の安定供給システム販売(以下、「システム販売」)は、需要者と事前に安定供給の協定を締結し、丸太等を直接安定的に供給する販売方法です。地域の林業・木材産業の活性化や新たな需要開拓に貢献できるよう、今後より一層推進していきます。

森林整備の推進



地球温暖化防止対策として、 間伐等の森林整備を推進 間伐材等を低コストに 供給することが課題

『直送、大量、安定』で供給 するシステム販売を展開

需要開拓に向けた安定供給が課題

間伐材等の需要拡大



大量かつ安定的な供給により、 間伐材等の需要を拡大

Q. どんなものがシステム販売の対象?

A. システム販売の対象は次の林産物です。

【製品販売(丸太)】

「一般材」「低質材」の他、「末木」「枝条」 「端材」と多岐に渡ります。ただし、青森ヒバ や木曽ヒノキ等の優良材は対象外です。

【立木販売】

人工林で、一般材や低質材が生産される比率が高い立木が主体をなす林分です。 ただし、青森ヒバや木曽ヒノキ等の優良材が 生産される林分は対象外です。

Q. 立木のシステム販売って?

A. 森林整備協定を結んだ林地において、複数の立木販売物件をまとめて協定を結び、数年単位の長期間にわたって物件を安定供給する販売方法です。「複数年の協定」「搬出期間は売買契約から原則3年以内」といった協定内容で実施しています。

Q. どんな製材工場等が対象?

A. 対象となる製材工場等は次の通りです。

【製品販売】

「製材工場」「合板工場」「製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合その他木材加工事業者」「原木市場その他木材流通機能を有する事業者」「住宅メーカー」及び「木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者」「木材輸出業者」など幅広い事業者が対象です。

【立木販売】

「協定を結びたい森林管理局管内で素材 生産業又は製材業等を行う事業者」及び 「上記(製品販売)対象者のうち管内の素 材生産業者と協定を結んだ事業者」です。



製材•合板工場等

国有林の間伐材等



協定



素材生産業者等

製品(丸太)を販売

協定

THE STATE OF THE S

立木を販売

システム販売の手続き

協定の締結にあたっては、前もって供給量等を公告して需要者を募り、申請者からの提案を 審査し選考する企画競争方式を採用しています。

審査の中で重視されるのは、加工・流通コスト低減の取組や国産材利用推進の取組、新しい製品・利用法の開発の取組などの提案であり、国産材の新たな需要開発や用途の広がりにつながるよう努めています。

公 告

森林管理局長が、毎年度、販売数量や樹種、材種等、 システム販売の条件等を公告し、需要者を募ります。



需要者は、申請書とともに企画提案書を提出します。複数の工場等が共同して提案することも可能です。



申請内容の審査を経て、森林管理局長と需要者は安定 供給に関する「協定」を締結します。



売買契約

システム販売協定に基づき、森林管理署長等は協定者と売買契約を結び、丸太等を販売します。

審査のポイント

各森林管理局では、以下の例で示す事項等を考慮し審査を行っています。

- (例) 加工・流通にかかるコストの縮減に取り組むものか。
 - 外材の代替として国産材の利用を増やそうとするものか。
 - 細かい径級の丸太や曲がりのある丸太などを幅広く受け入れるものか。
 - 新製品の開発・木材輸出など需要拡大に取り組んでいるものか。
 - 地域の林業・木材産業への貢献が図られるものか。

システム販売の協定例

森林管理局長 (国有林材)





協定



今まで外材を使用してきたが、原材料を国産材に切り替えるため、国産材用の工場設備を新規導入した。

協定



製材工場と集成材用ラミナ製造工場が共同で協定を締結。

一部の並材は製材に使用し、曲がり材は集成材用のラミナとして利用することで、間伐材を余すことなく有効に利用している。

森林所有者・森林組合の皆さん! 国有林材と協調出荷しませんか?



~~ 民有林と連携した木材の安定供給 ~~

国有林は、民有林と連携して原木の安定供給体制づくりを進めるとともに、民有林 における施業の集約化、未利用間伐材等の有効利用等の取組をサポートします。

国有林では、協定を結び、林産物の販売を連携して行う民有林所有者(素材生産者や民有林管理者を含む)の方を募集しています。

お問い合わせ先

システム販売の申請書様式や手続き等詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

- 〇 北海道森林管理局 資源活用第一課 TEL: 011-622-5247 資源活用第二課 TEL: 011-622-5248 http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/
- 〇 東北森林管理局 資源活用課 TEL: 018-836-2130 http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/
- 中部森林管理局 資源活用課 TEL: 026-236-2681 http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/
- 四国森林管理局 資源活用課 TEL: 0888-21-2170 http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/
- O 関東森林管理局 資源活用課 TEL: 027-210-1186 http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/
- 近畿中国森林管理局 資源活用課 TEL: 06-6881-3527 http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/
- 九州森林管理局 資源活用課 TEL: 096-328-3651 http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/



編集•発行

林野庁 国有林野部 業務課 供給企画班

東京都千代田区霞が関1-2-1 03-3593-1675 (直通)

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/